最終更新日 H25.3.1

改修技術 No. 11111401

	耐久性・耐用性		
上八地	耐久性・耐用性		
大分類	劣化部分の補修、外力の緩和		
中分類	塗装の補修		
技術の名称	塗装・吹付け直し工法		
改修技術の概要	・塗装は建築物の内外部に施され仕上げとしての美装の目的だけでなく、各種の劣化外力(雨水、飛散・浮遊物質、二酸化炭素ガス、紫外線など)や経年劣化などから被塗物を保護することによって、建築物の耐久性を向上させる。 ・販存塗験の劣化に応じて、劣化塗膜を除去し塗装を行う。(全面除去が必要となる場合もある。)  ・ 大雅の確認 ・ 大雅の確認 ・ 大雅の確認 ・ 大雅の確認 ・ 大雅の確認 ・ 大雅の検討を行う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	・改修後の性能 耐久性や美観の向上		

	共し技術の種類司	□調査・診断技術 ■改修技術(■劣化を補修する技術 □性能を向上させる技術)		
適用	住宅のタイプごとの技術の 共 の の は 他	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある	
		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある	
		S56~H2 年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある	
		H3~12 年供給(総プロC) 使われる可能性が相当ある		
		H13 年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある	
		(補足)—		
常にセットで利用される技術		<当技術を適用する前に実施する調査・診断技術> 塗装・吹き付け材の調査 (No. 21111107) <当技術を適用する前の劣化部分の除去技術> 劣化部の除去工法 (No. 11111101)		
技術が適用される 建物の部位		<ul> <li>■共用部分         (■躯体・外壁 □屋根 □建具 □設備・配管等 □その他共用部)         □専有部分         (□設備・配管 □その他専用部)         (設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備</li></ul>		
団地で適用した場合 のメリット		□住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)( ) □まとまった土地が利用できること(仮設以外)( ) □住宅の数が多く密度が高い( ) □特定の設備があること( )		
足場の設置が必要		■必要 □不要   (	)	
工事に	数日以上居住 できない住戸が 発生	□該当 ■非該当	)	
事による居住者への影響	一時的な影響 が発生	□断水などライフラインが一時的に利用不可 □振動 ■騒音 ■粉塵 ■臭気 □その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 ()		
の影響	工事後に続く影 響が発生	□専有部分又は専用使用部分の使用に対す □日照・採光等への影響(	·る制限 ( ) )	
当該技術が利用される				
工事		□耐震改修工事(□耐震性の向上 □他の性能の向上)		
技術的限界 —				
参考資料	技術情報	<ul><li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成22年版」(財)建築保全センター</li><li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事監理指針 平成22年版」(財) 建築保全センター</li></ul>		
朴	価格情報	・「マンション Re」(一財)経済調査会		